

平成十三年法律第二百二十二号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

(目的)

この法律は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あつせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第二条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(当事者に対する助言及び指導)

第三条 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和二十一年法律第二百五十五号）第六条に規定する労働争議に当たる紛争及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十六条第一項に規定する紛争を除く。）に關し、当該個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該個別労働関係紛争の当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

第四条 都道府県労働局長は、前項に規定する助言又は指導をするため必要があると認めるときは、広く産業社会の実情に通じ、かつ、労働問題に関し専門的知識を有する者の意見を聞くものとする。

事業主は、労働者が第一項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(あつせんの委任)

第五条 都道府県労働局長は、前条第一項に規定する個別労働関係紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあつせんの申請があつた場合において当該個別労働関係紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあつせんを行わせるものとする。

第六条 都道府県労働局に、紛争調整委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の設置)

第七条 委員会は、前条第一項のあつせんを行う機関とする。

(委員会の組織)

第八条 委員会は、三人以上政令で定める人数以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は総理する。

5 会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者がその職務を代理する。

(委員の任期等)

第九条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 委員は、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の欠格条項)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(会議及び議決)

1 破産者で復権を得ないもの

2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者

2 委員が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

(職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき)

第十二条 厚生労働大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

(会議及び議決)

1 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(委員会の議事)

2 委員会は、会長又は第七条第五項の規定により会長を代理する者のほか、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

(あつせん)

第十二条 委員会によるあつせんは、委員のうちから会長が事件ごとに指名する三人のあつせん委員によつて行う。

2 あつせん委員は、紛争当事者間をあつせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるよう努めなければならない。

第十三条 あつせん委員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあつせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

2 前項のあつせん案の作成は、あつせん委員の全員一致をもつて行うものとする。

第十四条 あつせん委員は、紛争当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十五条 あつせん委員は、あつせんに係る紛争について、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

第十六条 前条の規定によりあつせんが打ち切られた場合において、当該あつせんの申請をした者がその旨の通知を受けた日から三十日以内にあつせんの目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、あつせんの申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(時効の完成猶予)

第十七条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(あつせん状況の報告)

第十八条 委員会は、都道府県労働局長に対し、厚生労働省令で定めるところにより、あつせんの状況について報告しなければならない。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 この法律に定めるもののほか、委員会及びあつせんの手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(地方公共団体の施策等)

第二十条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談、あつせんその他の必要な施策を推進するよう努めるものとする。

第二十一条 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 第一項の施策として、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十九条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会は、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(船員に関する特例)

第二十二条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にあつせんを行わせる者は、第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同項中「紛争調整委員会」とあるのは「第二十一条第三項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により指名を受けたあつせん員が行うあつせんについては、第六条から第十九条までの規定は、適用しない。

3 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第一項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により指名するあつせん員にあつせんを行わせるため、二年ごとに、学識経験を有する者のうちからあつせん員候補者三人以上を嘱託し、あつせん員候補者名簿を作成しておかなければならぬ。

4 第九条及び第十二条から第十九条までの規定は、第二項のあつせんについて準用する。この場合において、第九条第一項中「委員」とあるのは「あつせん員候補者」と、同条第二項並びに第五条第一項中「あつせん委員」とあるのは「あつせん員又はあつせん員候補者」と、「当然失職する」とあるのは「その地位を失う」と、第十二条から第十五条までの規定中「あつせん委員」とあり、並びに第十二条第一項、第十八条及び第十九条中「委員会」とあるのは「あつせん員候補者名簿に記載されている者の」と、「会長」とあるのは「当該あつせん員候補者名簿を作成した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第十四条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該あつせん員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第十七条中「委員会は」とあるのは「あつせん員は」と、「当該委員会に係属している」とあるのは「当該あつせん員が取り扱っている」と、「第十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、同条及び第十九条中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により読み替えられた第三条、第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項並びに前項の規定により読み替えて準用される第十八条に規定する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の権限は、国土交通省令で定めるところにより、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長に委任することができる。
(適用除外)

第二十二条 この法律は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、行政執行法人の労働関係に関する法律第二条第二号の職員、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第十五条第一項の企業職員、地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百六十一号）第四十七条の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労働に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

附 則 抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(船員労働委員会の廃止に伴う経過措置)

第五条

2 第十一条の規定による改正後の個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第二十一条第三項に規定するあつせん員候補者の委嘱及びあつせん員候補者名簿の作成のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討) 第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二四年六月二七日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第二百三十三条の二、第二百三十三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日) 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日